

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 20 日

久慈市長 遠 藤 譲 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
山根町・大川目町（滝）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 3 月 20 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数 3 経営体
個人 3 経営体
4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
5. 将来の農地利用のあり方
現状の農地の利用状況を維持するよう努める。
6. 農地中間管理機構の活用方針
利用しなくなる農地が出る場合は、原則として農地中間管理機構を活用するよう誘導する。
7. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 補助事業等の活用により、生産基盤を整備し、生産量の増加を図る。
 - ・ 水田を活用した水稻以外の作物の作付けや耕畜連携を図る。
 - ・ 生産された大豆、雑穀等を活用した 6 次産業化に取り組む。
 - ・ 地域内農家相互の連携を図る。
 - ・ 山根地区在来種大豆「山白玉」の生産拡大を図る。